

	自己負担のある患者	自己負担のない患者
病院 (電子レセプト請求を行っている ものに限る)	無料発行義務あり	無料発行義務あり
診療所（医科・歯科） (電子レセプト請求を行っている ものに限る)	無料発行義務あり (正当な理由※1がある場合、当分の間、 患者から求められたときに交付することで足りる) (正当な理由※1がある場合、当分の間、 交付を有償で行うことができる)	無料発行義務あり (正当な理由※2がある場合、当分の間、 患者から求められたときに交付することで足りる) (正当な理由※2がある場合、当分の間、 交付を有償で行うことができる)
保険薬局 (電子レセプト請求を行っている ものに限る)	無料発行義務あり	無料発行義務あり
訪問看護ST	患者から求めがあれば発行に努める	
電子レセプト請求免除（未対 応）の施設※3	特に規定なし	

※1 明細書を常に交付することが困難であること、又は交付を無償で行うことが困難であることについて、以下の正当な理由がある場合（自己負担のある患者）

- ①明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用している場合
- ②自動入金機の改修が必要な場合。

H24改正省令附則第2条

※2 明細書を常に交付することが困難であること、又は交付を無償で行うことが困難であることについて、以下の正当な理由がある場合（自己負担のない患者）

- ①一部負担金等の支払いがない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用している場合
- ②自動入金機の改修が必要な場合

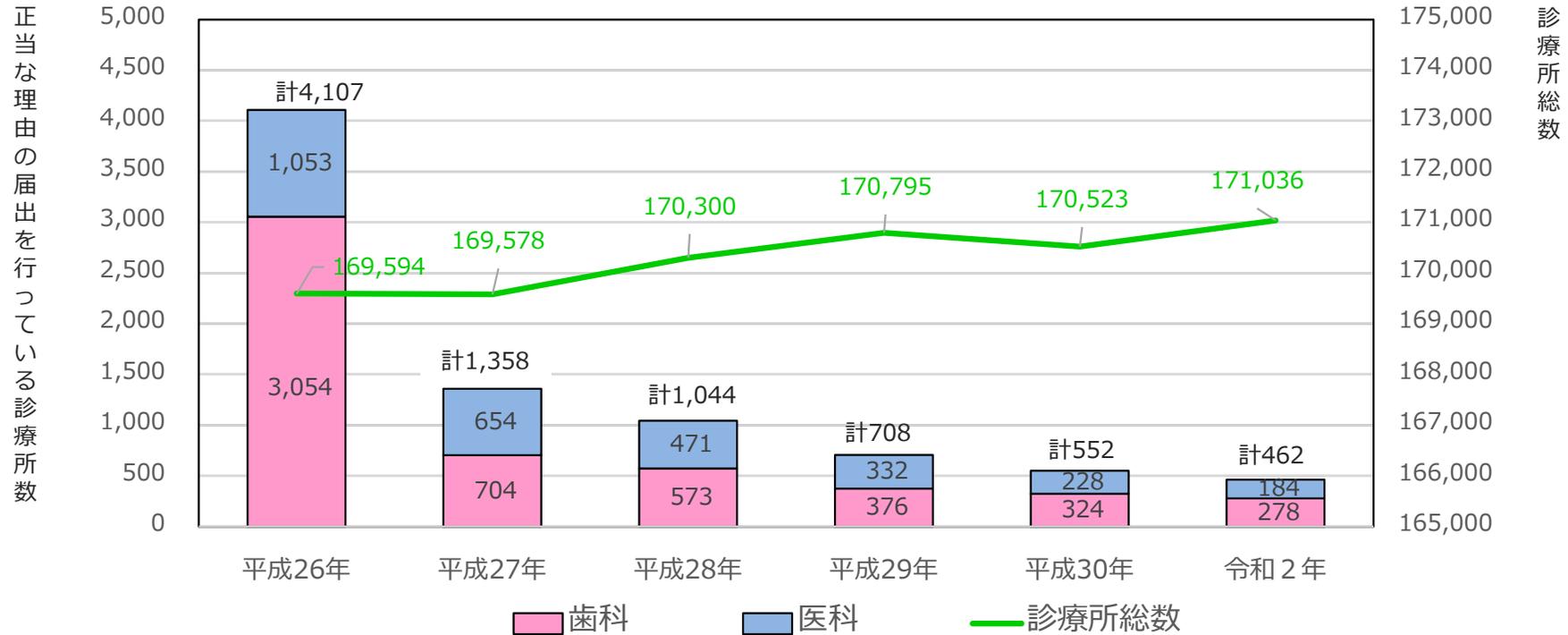
H28改正省令附則第3条

# 「正当な理由」に該当し明細書の無料発行をしていない施設の状況

中医協 総 - 6  
元 . 5 . 1 5 改

① 「正当な理由」に該当し、全ての患者に明細書を発行していない（患者から求められたときに交付している）施設

正当な理由に該当する旨届出を行っている診療所数の推移



② 「正当な理由」に該当し、自己負担のある患者には明細書を発行しているが、自己負担のない患者には発行していない施設

正当な理由に該当する旨届出を行っている診療所数【令和2年時点数】

診療科	診療所数
医科	2
歯科	7

出典：保険局医療課調べ（毎年7月現在の届出状況報告及び医療施設動態調査より）

※①及び②について、届出状況の報告書において、「明細書を無料で交付していない患者」が「全ての患者」又は「公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者」のいずれに該当するかの記載がなかった施設の数算入していない。